

【重要2】

子高第9-2号
令和3年2月15日

介護支援専門員 各位

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公印省略)

令和2年度介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ）及び主任介護支援専門員更新研修の中止に伴う介護支援専門員資格の特例措置について（再通知）

令和2年度介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ）及び主任介護支援専門員更新研修の中止に伴う介護支援専門員資格の特例措置については、「令和2年度介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ）及び主任介護支援専門員更新研修の中止並びに介護支援専門員資格の特例措置について（通知）（令和2年4月1日付子高第9号沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長通知）」でお示ししているところです。

本特例措置につきましては、令和2年度において、介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ）或いは主任介護支援専門員更新研修を受講予定だった者で、本研修の中止により介護支援専門員又は主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の有効期間が過ぎてしまう者等に対する特例措置となっております。

従いまして、例えば、専門研修（専門研修課程Ⅱ）や更新研修（実務未経験者向け）を受講し更新する予定だった者は特例措置の対象となりません。

つきましては、本特例措置の取扱いについて、取違えることのないよう、十分ご留意くださいますようお願いいたします。

（参考）

○特例措置の対象となる者

令和2年度において、介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ）或いは主任介護支援専門員更新研修を受講予定だった者で、令和2年4月1日から令和4年3月31日までに介護支援専門員等の有効期間が満了する者。

【担当】

在宅福祉班 當山（とうやま）
TEL／098-866-2214
FAX／098-862-6325